

唐津市県外スポーツ及び文化芸術大会出場奨励金交付要綱における基準

唐津市県外スポーツ及び文化芸術大会出場奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）により、奨励金を交付することに関し必要な事項を定める。

第1 奨励金の交付対象大会

対象となる大会	対象とならない大会
<p>【スポーツ部門】</p> <p>1 九州高校総合体育大会</p> <p>※ ただし、監督等が教職員であって、学校長からの出張命令を受ける場合、監督等は対象外。以下2，3のときも同様。</p> <p>2 部活動以外の種目で参加する中学校体育大会</p> <p>3 市内の県立、私立中学校が参加する中学校体育大会</p> <p>4 日本スポーツマスターズ</p> <p>【文化部門】</p> <p>1 文部科学省が後援する大会</p> <p>【共通】</p> <p>1 県内外で数試合行うトーナメント戦・リーグ戦（大会等）においては、当該大会等を一大会とする。</p>	<p>【スポーツ部門】</p> <p>1 国民体育大会（公開競技を除く）</p> <p>2 全国高校総合体育大会</p> <p>3 全国障害者スポーツ大会</p> <p>4 ねんりんぴっく</p> <p>5 中学校体育大会</p> <p>6 全国スポーツレクリエーション祭</p> <p>※ いずれも他から補助金等の交付を受けるため。</p> <p>【共通】</p> <p>1 予選大会又は競技団体の推薦による等、要綱第3条に定める出場資格が、大会要項等に明記されていない大会（オープン参加のもの。）</p>

第2 奨励金の交付対象者

対象となる者	対象とならない者
<p>1 推薦する競技団体やPTA等から激励費と認められるものの交付を受ける場合</p>	<p>1 大会要項等に旅費、参加費を支給することが明記してある場合</p>